



福島医発第 1777 号 (地)
平成元年 10 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

生活保護法による保護の基準の一部改正に伴う出産扶助の取扱いについて (通知)

生活保護法による出産扶助につきましては、平成 30 年 10 月 26 日付け福島医発第 2123 号 (地) にてご連絡申し上げていますが、今般、本年 10 月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正により、10 月 1 日からの出産扶助の基準額について別添のとおり取り扱う旨、福岡県福祉労働部長より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

<変更点>

- ・生活保護の基準改定に係る取扱い
出産扶助基準額の変更

「衛生材料費」：5,800 円以内 → 6,000 円以内 (差額 + 200 円)

※今般の通知より、「那珂川市」に市町村名が変更されております。

以上

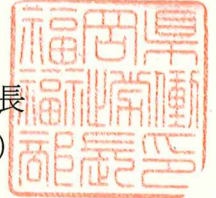
小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

1 保援第 1 3 9 2 号
令和元年 9 月 2 6 日

福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部長
(保護・援護課保護医療係)



生活保護法による保護の基準の一部改正に伴う
出産扶助の取扱いについて

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年 10 月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正に伴い、同月からの出産扶助の基準額について別紙のとおり送付いたしますので、内容を御確認の上よろしくお取り計らいください。

県医師会にて御承認いただけたら、お手数ですが御連絡くださるようお願いいたします。

生活保護法による出産扶助の取り扱い (R1. 10. 1)

1 福岡市・春日市・福津市で出産した場合について

NO. 1

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 295,000 円以内 居宅分べん 259,000 円以内	(特別基準 305,000 円以内) ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2 加算 (1)入院料 (2)衛生材料費	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,480 円以内 7 日入院の場合 140,560 円以内 8 日入院の場合 160,640 円以内 6,000 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 68,208 円以内 7 日入院の場合 79,576 円以内 8 日入院の場合 89,944 円以内 6,000 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 421,480 円以内 431,480 円以内 7 日入院 441,560 円以内 451,560 円以内 8 日入院 461,640 円以内 471,640 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 369,208 円以内 379,208 円以内 7 日入院 380,576 円以内 390,576 円以内 8 日入院 390,944 円以内 400,944 円以内
4 居宅分べん	基準額 259,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 合 計 265,000 円以内 (特別基準 311,000 円以内)	衛生材料費 6,000 円以内
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 合 計 301,000 円以内 (特別基準 311,000 円以内)	衛生材料費 6,000 円以内
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 6,000 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に、30,000円 の範囲内において特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	急性期一般入院料7 1,332	450	9	25	192	2,008

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)
	14日以内 861	100	15	9	151.8	7日以内 1,136.8 14日以内 1,036.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い (R1. 10. 1)

2 太宰府市・糸島市・糟屋郡新宮町・糟屋郡粕屋町・古賀市・久山町で出産した場合について

NO. 2

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 居室分べん 259,000 円以内 ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,240 円以内 7 日入院の場合 140,280 円以内 8 日入院の場合 160,320 円以内 (2)衛生材料費 6,000 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,968 円以内 7 日入院の場合 79,296 円以内 8 日入院の場合 89,624 円以内 6,000 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 421,240 円以内 431,240 円以内 7 日入院 441,280 円以内 451,280 円以内 8 日入院 461,320 円以内 471,320 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 368,968 円以内 378,968 円以内 7 日入院 380,296 円以内 390,296 円以内 8 日入院 390,624 円以内 400,624 円以内
4 居室分べん	基準額 259,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 265,000 円以内 (特別基準 311,000 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 301,000 円以内 (特別基準 311,000 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 6,000 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居室分べん、特別基準)に、30,000円の範囲内において 特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	急性期一般入院料7					
	1,332	450	5	25	192	2,004

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15	5	151.8	1,132.8	1,032.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(I)、助産師、助産所等施設は(II)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い (R1. 10. 1)

3 北九州市・筑紫野市・那珂川市・糟屋郡宇美町・篠栗町・須恵町・志免町・飯塚市・大野城市で出産した場合について

NO. 3

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 居宅分べん 259,000 円以内 ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,120 円以内 7 日入院の場合 140,140 円以内 8 日入院の場合 160,160 円以内 (2)衛生材料費 6,000 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,848 円以内 7 日入院の場合 79,156 円以内 8 日入院の場合 89,464 円以内 6,000 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 421,120 円以内 431,120 円以内 7 日入院 441,140 円以内 451,140 円以内 8 日入院 461,160 円以内 471,160 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 368,848 円以内 378,848 円以内 7 日入院 380,156 円以内 390,156 円以内 8 日入院 390,464 円以内 400,464 円以内
4 居宅分べん	基準額 259,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 265,000 円以内 (特別基準 311,000 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 衛生材料費 6,000 円以内 合 計 301,000 円以内 (特別基準 311,000 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 6,000 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に、30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	急性期一般入院料7					
	1,332	450	3	25	192	2,002

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15	3	151.8	1,130.8	1,030.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い (R1. 10. 1)

4 福岡市・北九州市・飯塚市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・古賀市・福津市・糸島市・那珂川市・糟屋郡宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町以外で出産した場合について

NO. 4

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 295,000 円以内 居宅分べん 259,000 円以内	(特別基準 305,000 円以内) ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 119,940 円以内 7 日入院の場合 139,930 円以内 8 日入院の場合 159,920 円以内 (2)衛生材料費 6,000 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,668 円以内 7 日入院の場合 78,946 円以内 8 日入院の場合 89,224 円以内 6,000 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 420,940 円以内 430,940 円以内 7 日入院 440,930 円以内 450,930 円以内 8 日入院 460,920 円以内 470,920 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 368,668 円以内 378,668 円以内 7 日入院 379,946 円以内 389,946 円以内 8 日入院 390,224 円以内 400,224 円以内
4 居宅分べん	基準額 259,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 合 計 265,000 円以内 (特別基準 311,000 円以内)	衛生材料費 6,000 円以内
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準 305,000 円以内) 合 計 301,000 円以内 (特別基準 311,000 円以内)	衛生材料費 6,000 円以内
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照) 施設分べん基準額 295,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 6,000 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に、30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第36条第1号に規定する保険契約に関し 被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定する。	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	急性期一般入院料7 1,332	450		25	192	1,999

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)
	14日以内 861	100	15		151.8	7日以内 1,127.8 14日以内 1,027.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は急性期一般入院料7を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

(参考)

令和元年10月「生活保護法による出産扶助の取扱い」変更点について

【生活保護法による出産扶助の基準額】

出産扶助の基準額とは、生活保護法および厚生労働大臣が定める保護の基準により定めた「生活保護を受けられている方が出産する場合に、現金支給される扶助額の上限」となります。

※分べん費（基準額）、入院費、衛生材料費からなります。

この保護の基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るために定期的に見直しが行われています。

昨年度（平成30年度）は4月と10月に行われ、出産扶助の基準額（支給上限額）についても見直しが行われました。

【今回の改正内容】

令和元年10月の「生活保護法による保護の基準」の一部改正により出産扶助基準が改正されたことに伴い、以下のとおり扶助額を見直しました。

○出産扶助基準額

	<変更前>		<変更後>		<差額>
・衛生材料費	5,800円以内	→	6,000円以内		(+200円)